

## 東京海洋大学における任期制教員の在り方について

### 1. 今後の方向性

任期制の導入については、教員の流動性を高めることにより、教育研究の活性化を図ることを目的とするものである。テニュアトラック制による若手教員の採用については、一定の成果を上げてきていること及び若手研究者のキャリアパスの観点からも、助教に対する任期制については、その推進を図る。

また、今後なお一層の教育研究活動の活性化を進めるうえでは、現行の任期制適用可能な教育研究組織に加え、「大学の教員等の任期に関する法律」第 4 条による範囲において、国立大学法人東京海洋大学における教員の任期に関する規則第 2 条ただし書きに基づき、柔軟に任期制が適用可能とする。

### 2. 「教員人事におけるポイント管理と再配分について」による再配分に係る任期制の適用

前項の方向性を踏まえ、「教員人事におけるポイント管理と再配分について」(平成 28 年 12 月 20 日教員配置戦略会議決定)に基づき再配分された教員採用枠により採用される者のうち任期制を適用する教員の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項は、次の表に定めるとおりとする。

教育研究組織	対象となる職名	任期	再任に関する事項	根拠規定
海洋生物資源学部門	助教	5 年	再任可。 ただし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項第 2 号
食品生産科学部門	助教	5 年	再任可。 ただし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項第 2 号
海事システム工学部門	助教	5 年	再任不可。	法第 4 条 第 1 項第 2 号
海洋環境科学部門	准教授	5 年	再任可。 ただし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項第 1 号
水圏生殖工学研究所	助教	5 年	再任可。 ただし、1 回を限度とする。	法第 4 条 第 1 項第 2 号

#### (参考 1) 大学の教員等の任期に関する法律第 4 条関連

**第 4 条** 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条第一項の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。

- 一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- 二 助教の職に就けるとき。
- 三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

(参考2) 国立大学法人東京海洋大学における教員の任期に関する規則関連

(教育研究組織及び職等)

**第2条** 任期を定めて任用する教員の教育研究組織，職名，任期及び再任に関する事項は別表に定めるとおりとする。ただし，任期については，別表に定める任期を原則とし，別表備考欄に該当する場合はそれによるものとする。

**別表(第2条関係)備考1**

任期は原則としてこの表のとおりとするが，教育研究組織の改廃が予定されている場合や本学教員の定年年齢との均衡を考慮する必要がある場合等，特別の事情がある場合にあっては，この表の任期を上限として学長が個別に定める。

(参考3) 「教員人事におけるポイント管理と再配分について」関連

2. 再配分の申請及び管理の方法

(1) 各部門等において、採用可能上限数を超えて新たな採用枠を要望する場合に再配分の申請を行えるものとする。